

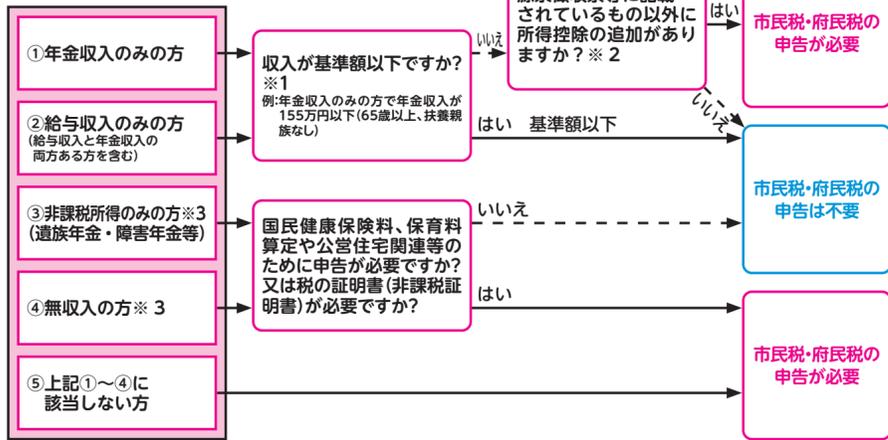
令和7年度 市民税・府民税申告の手引

目次

1. 市民税・府民税の申告が必要な方・不要な方
2. 郵送で提出される方
3. 高槻市役所で市民税・府民税の申告をされる方
4. 申告に必要なもの
5. 税務署で確定申告をされる方
6. 市民税・府民税について
7. 所得の速算表
8. 調整控除の算出
9. 市民税・府民税の計算例
10. 令和7年度市民税・府民税に係る主な改正点
11. 申告書の書き方（おもて面）
12. 申告書の書き方（うら面）

1. 市民税・府民税の申告が必要な方・不要な方

確定申告をされる方は市民税・府民税の申告は不要です。下記の収入区分①～⑤のいずれかからスタートしてください。



※1 公的年金等の収入金額が非課税限度額以下の方については、申告は不要です。源泉徴収票にてご確認ください。
 例：65歳以上（昭和35年1月1日以前生まれ）扶養1名⇒公的年金等収入（複数ある場合は支払金額の合計額）が2,110,000円以下
 65歳未満（昭和35年1月2日以後生まれ）扶養1名⇒公的年金等収入（複数ある場合は支払金額の合計額）が1,713,334円以下
 なお、扶養人数や本人の障害者控除、寡婦控除、ひとり親控除の有無により非課税限度額は異なります。詳細は、高槻市ホームページ等をご参照ください。
 ※2 「確定申告」が必要な公的年金等収入が400万円以下の方も、社会保険料控除、生命保険料控除、医療費控除等を追加することにより市民税・府民税額の軽減を受けようとする方は、申告が必要となります。特に、年金から引き落とされていない国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料等がある方は、市民税・府民税の申告が必要です。
 ※3 令和6年中に無収入又は収入が非課税所得（遺族年金・障害年金等）のみであった場合は、申告書の提出義務はありません。しかし、国民健康保険料の算定・軽減判定、保育料算定、公営住宅、教育関係等の各種申請のために、申告が必要な場合があります。

2. 郵送で提出される方

提出先：〒569-0067 高槻市桃園町2番1号 高槻市役所 市民税課 宛
 提出期限：令和7年3月17日（月）まで

- ・源泉徴収票、控除証明書等の申告必要書類を同封してください。
- ・申告される方の個人番号（マイナンバー）が確認できる書類（個人番号カード、通知カード（既に送達されていて、その記載内容に変更がないもの）等）の写しを同封してください。
- ・申告内容で不明な点等をお問合せする場合があります。申告書の電話番号の欄は必ずご記入ください。
- ・受付票及び添付書類の返送を希望される方は、切手が貼付された返信用の封筒を同封していただきますようお願いいたします。
- ・返信用封筒は添付書類が入るサイズのものを同封してください。
- ※受付票及び添付書類の返送には時間を要しますので、予めご了承ください。

※本手引きは令和6年12月末現在の地方税法に基づき作成しています。今後関係法令の改正などにより変更することがあります。

【お問合せ】 高槻市役所 市民税課 ☎072-674-7132 総合センター1階 25番窓口

6. 市民税・府民税について

個人の市民税・府民税は前年の所得に対してかかる税金で、均等割と所得割からなっています。

- 納税は誰が … 毎年1月1日を基準として、次のとおり課税されます。
 - ①市内に住所のある方 → 均等割額と所得割額の合計額
 ※上記に加え森林環境税(国税)が年額1,000円課税されます。
 - ②市内に事務所や事業所・家屋数を持っているが住所は市外にある方 → 均等割額のみ
 前年の合計所得金額が一定額以上の方に、行政上の諸施策に要する経費の一部を広くご負担いただくために課税されるものです。
- 均等割とは …
- 所得割とは … 前年の課税総所得金額に応じて課税されるものです。
- 税率は … 均等割（市民税3,000円、府民税1,300円）
 所得割（市民税6%、府民税4% 計10%）

7. 所得の速算表

給与所得の速算表 < 令和7年度（令和6年分） >

給与収入	給与所得	計算例
0円～550,999円	所得 0円	
551,000円～1,618,999円	収入金額 - 550,000円	
1,619,000円～1,619,999円	1,069,000円	
1,620,000円～1,621,999円	1,070,000円	
1,622,000円～1,623,999円	1,072,000円	
1,624,000円～1,627,999円	1,074,000円	
1,628,000円～1,799,999円	収入金額 ÷ 4 × 2.4 + 100,000円	
1,800,000円～3,599,999円	× 2.8 - 80,000円	
3,600,000円～6,599,999円	× 3.2 - 440,000円	
6,600,000円～8,499,999円	収入金額 × 90% - 1,100,000円	
8,500,000円～	収入金額 - 1,950,000円	

計算例
 給与収入 3,002,578円の場合
 $3,002,578 \div 4 = 750,644.5$
 →千円未満切捨て 750,000
 $750,000 \times 2.8 = 2,100,000$
 $2,100,000 - 80,000 = 2,020,000$ 円
 給与所得金額

公的年金等の雑所得速算表

※公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円超の場合については省略しています

受給者の年齢	公的年金等の収入金額の合計	公的年金等の所得（雑所得）	計算例
65歳未満 昭和35年1月2日以後生まれ	0円～1,299,999円	収入金額 - 600,000円	
	1,300,000円～4,099,999円	収入金額 × 75% - 275,000円	
	4,100,000円～7,699,999円	収入金額 × 85% - 685,000円	
	7,700,000円～9,999,999円	収入金額 × 95% - 1,455,000円	
	10,000,000円～	収入金額 - 1,955,000円	
65歳以上 昭和35年1月1日以前生まれ	0円～3,299,999円	収入金額 - 1,100,000円	
	3,300,000円～4,099,999円	収入金額 × 75% - 275,000円	
	4,100,000円～7,699,999円	収入金額 × 85% - 685,000円	
	7,700,000円～9,999,999円	収入金額 × 95% - 1,455,000円	
	10,000,000円～	収入金額 - 1,955,000円	

計算例
 年金収入 3,456,789円の場合（65歳以上）
 $3,456,789 \times 75\% = 2,592,591.75$
 $2,592,591.75 - 275,000 = 2,317,591.75$
 小数点以下切捨て 2,317,591円
 雑所得金額

遺族年金・障害年金等は非課税所得ですので公的年金等へは記入しないでください。（申告書おもて面右下の「19 非課税所得」及び申告書うら面右下の「16 非課税所得の内訳」へ記入してください。）

8. 調整控除の算出

税源移譲に伴う所得税と市民税・府民税の人的控除差に基づく負担増を調整するため、平成19年度から市民税・府民税の減額措置（調整控除）が創設されました。納税者本人の合計所得金額が2,500万円以下の場合、納税者の人的控除の適用状況に応じて市民税・府民税の所得割額から差し引かれます。

※申告書へ記入していただく必要はありません。課税時に自動計算され差し引かれます。

控除される額の計算

課税所得金額	控除される額の計算
200万円以下の方	次の①と②のいずれか少ない額の5%（市民税3%、府民税2%）に相当する金額 ① 右表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額 ② 合計課税所得金額
200万円超の方	次の①の金額から②の金額を控除した金額（5万円を下回る場合は5万円）の5%（市民税3%、府民税2%）に相当する金額 ① 右表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額 ② 合計課税所得金額から200万円を控除した金額

所得税と市民税・府民税の人的控除差

人的控除の種類	金額	納税者の合計所得金額	金額
基礎控除	5万円	900万円以下	5万円
普通	1万円	900万円超950万円以下	4万円
特別	10万円	950万円超1,000万円以下	2万円
障害者控除	同席特別 22万円	一般	5万円
ひとり親控除	父 1万円	老人	10万円
母 5万円	配偶者控除	48万円超50万円未満	5万円
寡婦控除 1万円	一般	50万円以上55万円未満	3万円
養育控除 1万円	老人	55万円超	1万円
勤労学生控除 1万円	配偶者特別控除		
扶養控除	一般 18万円		
特定 15万円			
老人 10万円			
同居老親等 13万円			

3. 高槻市役所で市民税・府民税の申告をされる方

受付場所：高槻市総合センター1階展示ホール
 受付期間：令和7年2月17日（月）から3月17日（月）（土・日・祝日は除く）
 < 午前の部 > 午前 9時から11時45分まで
 < 午後の部 > 午後 1時から 5時まで

※午前中にこまめにお越しただきましても申告者が多数の場合は、受付が午後になる場合がありますので、ご了承ください。
 ※車でのご来場の場合は、有料駐車場利用となります。混雑を避けるために公共交通機関のご利用をお願いいたします。
 （1時間までの割引サービスは受けられませんが、混雑時など1時間を超える場合はサービス対象外につき、ご了承ください。）

例年、申告会場は大変混雑します。ご来場の際は、スムーズに受付を行うため、事前に関このことを確認・準備してください。

- ① 本手引を参考にし、必要箇所を記入しておいてください。
- ② 事業や不動産等の所得がある方は、収支の計算書を作成しておいてください。
 ※税制改正により、平成26年1月から、個人で事業や不動産貸付等を行う全体的方は、記帳と帳簿等の保存が必要になりました。
- ③ 医療費控除（又は医療費控除の特例）を受ける方は、あらかじめ医療費控除の明細書（又はセルフメディケーション税制の明細書）を作成し、ご来場ください。

4. 申告に必要なもの

- ① 市民税・府民税申告書（郵送した申告書をご使用ください。）
- ② 申告される方の個人番号（マイナンバー）カード※個人番号カードをお持ちでない方は、個人番号を確認できる書類（通知カード（既に送達されていて、その記載内容に変更がないもの）等）及び本人確認書類（運転免許証等）
- ③ 給与所得者及び年金受給者は、源泉徴収票 ※源泉徴収票がない場合は、給与明細、支払証明書等
- ④ 事業所得者（営業等、農業）は、収入金額及び必要経費がわかる帳簿等
- ⑤ 社会保険料（国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金掛金等）の納入済額通知書、控除証明書又は領収書（原本）
- ⑥ 生命保険料、地震保険料等の控除証明書（原本）
- ⑦ 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳又は障害者控除対象者認定書
- ⑧ 医療費控除を受ける場合（令和3年度から領収書の提出による医療費控除の申告はできません。医療費控除の明細書の作成が必要です。また、医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります。）
 ・従来医療費控除・・・医療費控除の明細書（医療保険者から交付された「医療費通知（原本）」を添付の場合、通知に記載されている内容については明細部分の記入は省略可）
 ・医療費控除の特例・・・セルフメディケーション税制の明細書（令和4年度以降、健診又は予防接種を受けた等の一定の取組を行ったことを明らかにする書類については申告書への添付又は提示は不要です。ただし、自宅で5年間保存する必要があります。）
 ※高額療養費や保険金など補填された金額がある場合は、金額を明記してください。
- ⑨ 寄附金額控除を受ける場合は、寄附金の領収書又は寄附金受領証明書

※ワンストップ特例申請をした方は、市民税・府民税の申告を行うと特例申請が無効となります。ワンストップ特例申請をした方が市民税・府民税の申告をする場合は、寄附金の領収書・証明書を申告時にあらためて添付してください。

- ⑩ 雑損控除を受ける場合は、罹災証明書の写し、災害関連支出の領収書、被害を受けた住宅の取得年月・価格・床面積・所有者などが分かるもの、保険金などにより補填される金額がある場合はその金額が分かるもの等

5. 税務署で確定申告をされる方

茨木税務署での確定申告会場の開設は2月17日（月）からです。

※税務署で確定申告される方は、市民税・府民税の申告は不要です。

所得税確定申告書用紙の入手方法は電話をかけるだけで入手できます。令和7年1月6日（月）から令和7年3月17日（月）までの期間は、「確定申告コールセンター」（茨木税務署<072-623-1131>にお電話いただき、音声案内に従って「0」を押してください。）で確定申告書用紙の送付申込を受付します。電子申告（e-Tax）を利用することで自宅やオフィスからインターネットを利用して申告することができますのでご利用ください。

詳しくは下記QRコードからご確認ください。



確定申告のお問合せは 茨木税務署

〒567-8565
 茨木市上中条1丁目9番21号
 ☎072-623-1131

9. 市民税・府民税の計算例

均等割額	総合課税の所得割額（概算）【税率 = 市民税6%、府民税4%】
市民税の均等割額 3,000円 府民税の均等割額 1,300円	所得金額合計 - 所得控除合計 = 課税総所得金額 (A) ・市民税の所得割額 (B) = (A) × 6% - 市民税税額控除額等（調整控除他） ・府民税の所得割額 (C) = (A) × 4% - 府民税税額控除額等（調整控除他）

(例) 5ページ「市民税・府民税申告書の記入例」の場合

高槻 太郎（69歳）：年金収入2,865,447円
 妻 花子（64歳）：収入なし
 子 一郎（32歳）：収入なし
 社会保険料控除308,070円 生命保険料控除57,605円 地震保険料控除9,910円※
 ※5ページ右上「5」所得から差し引かれる金額 参照

所得	金額	調整控除	人的控除の差
太郎の年金収入	2,865,447円		50,000円
雑所得※	1,765,447円		50,000円
※3ページ「7. 所得の速算表」参照			50,000円
社会保険料控除	308,070円		150,000円 × 3% = 4,500円
生命保険料控除	57,605円		
地震保険料控除	9,910円		
配偶者控除	330,000円		
一般扶養控除	330,000円		
基礎控除	430,000円		
控除合計	1,465,585円		150,000円 × 2% = 3,000円

所得金額合計 1,765,447円
 所得控除合計 1,465,585円
 課税総所得金額 299,862円（千円未満切捨て）
 市民税均等割額 3,000円
 市民税所得割額 13,400円
 市民税合計額 16,400円
 府民税均等割額 1,300円
 府民税所得割額 8,900円
 府民税合計額 10,200円
 市民税・府民税合計額 26,600円

※令和6年度から市民税・府民税と併せ、森林環境税（国税）の年額1,000円が課税されます。

10. 令和7年度市民税・府民税に係る主な改正点

1. 住宅ローン控除の拡充・延長

子育て世帯及び若者夫婦世帯における借入上限額の上乗せ

19歳未満の扶養親族を有する子育て世帯、または夫婦いずれかが40歳未満の若者夫婦世帯が、令和6年に入居する場合には、令和4年・5年入居の限度額が維持されます。

改正前（令和6年・7年入居）

新築・買取再販住宅	認定住宅（認定長期優良・認定低炭素）	ZEH水準省エネ住宅	省エネ基準適合住宅
借入限度額	4,500万円	3,500万円	3,000万円

改正後（令和6年入居の場合）

新築・買取再販住宅	認定住宅（認定長期優良・認定低炭素）	ZEH水準省エネ住宅	省エネ基準適合住宅
借入限度額	子育て世帯等 5,000万円※ それ以外 4,500万円	4,500万円※	4,000万円※

※令和4・5年入居の限度額

新築住宅の床面積要件の緩和

合計所得金額1,000万円以下の者に限り、新築住宅の面積要件を40平方メートル以上に緩和する措置について建築確認の期限が令和6年12月31日まで延長されます。

2. 令和7年度個人住民税の定額減税

合計所得金額が1,000万円超1,805万円以下の納税義務者本人が、令和6年12月31日現在で控除対象配偶者に該当しない同一生計配偶者※を有する人に対して1万円の定額減税を実施します。
 ※納税義務者本人の合計所得金額が1,000万円超で、かつ配偶者（国外居住を除く）の合計所得金額が48万円以下の者

11. 申告書の書き方 (おもて面)

- 1 から順番に該当する項目に記入してください。
- 収入がない方、非課税所得のみの方は 1 を記入後 12 を記入してください。

1 住所、氏名、生年月日、個人番号

申告する方の住所、氏名、生年月日、個人番号（マイナンバー）、電話番号等を記入してください。

2 収入金額等

年金収入の場合は「公的年金等の内訳」欄を記入してください。
収入の種類別に収入の金額を収入金額欄に記入してください。

3 所得金額

下表を参照し、収入の種類別に所得を計算し、所得の金額欄に記入してください。
「合計⑩」に所得金額の合計額を記入してください。

収入・所得	内容 (令和6年1月1日から令和6年12月31日までの収入・所得)	収入金額	所得金額
1 営業等	卸売業、小売業、飲食店業、製造業、建設業、サービス業などの営業から生じる所得のほか、各種外交員、集金人、大工、左官、専任労働者などの自由職業から生じる所得です。 ※ 収入金額は「ア」に記入してください。		
2 農業	農作物の生産、果樹などの栽培、家畜の飼育などから生じる所得です。 ※ 収入金額は「イ」に記入してください。		
3 不動産	アパート、マンション、ガレージ、貸家、貸し地などから生じる所得です。 ※ 収入金額は「ウ」に記入してください。		
4 利子	公社債や預貯金の利子などによる所得です。 ※ 源泉分離課税は申告不要です。		
5 株式等	株式の配当などによる所得です。（上場株式等で市民税・府民税が特別徴収された配当は原則申告不要ですが、申告する場合は、うら面「10」に特別徴収された配当額を記入してください。）		
6 給与	給与（賞与含む）、賞金、優待などから生じる所得です。 ※ 総収入金額を「キ」に記入してください。 ※ 源泉徴収額を「ク」に記入してください。 ※ 3ページ「7. 所得の速算表及び「給与」の記入例」を参照してください。 ※ 源泉徴収額がない場合は「給与」欄を記入してください。		
7 公的年金等	国民年金（国民年金・厚生年金など）から生じる所得です。 ※ 総収入金額を「キ」に記入してください。 ※ 源泉徴収額を「ク」に記入してください。 ※ 3ページ「7. 所得の速算表及び「給与」の記入例」を参照してください。		
8 雑所得	香煙家以外の方の受け取る原稿料、印税、講演料などをネットオークションなどを利用した個人取引若しくは食品の配達などの副収入から生じる所得です。 ※ 総収入金額を「ケ」に記入してください。		
9 生命保険	生命保険の個人年金、互助年金などから生じる所得です。 ※ 総収入金額を「ケ」に記入してください。		
10 総所得	自動車、機械器具、船舶などの資産の譲渡などから生じる所得です。（高価、原材料などの譲渡は除外されます。） 短期（ロ）…取得後5年以内の譲渡 長期（ハ）…取得後5年超の譲渡 特別控除額は、長期と短期あわせて最高50万円です。		
11 一時所得	賞金、懸賞金、慰労金、競馬などから生じる所得、法人から贈りを受ける金品、遺失物拾得の報労金、生命保険契約に基づく一時金などから生じる所得です。なお、特別控除額は最高50万円です。		

「給与」と「公的年金等」以外の所得については、申告書うら面の「9. 所得の内訳に関する事項」の該当箇所に記入してください。

公的年金等の記入例

- 年金の支払金額を源泉徴収額で確認しながら「公的年金等の内訳」欄に記入してください。
- 合計額を「公的年金等（キ）」に記入してください。
- 年金収入は雑所得になります。公的年金等の雑所得速算表（3ページ）で所得を計算してください。
- 計算結果を「公的年金等」欄に記入してください。

公的年金等の内訳	日本年金機構	企業年金	その他の	収入金額	所得金額
公的年金等の内訳	2,433,221	432,226		2,865,447	
公的年金等					1,765,447

6 所得から差し引かれる金額に関する事項 (人的控除)

控除別に必要事項を記入してください。①配偶者控除・同一生計配偶者控除、②配偶者特別控除、③扶養控除については、扶養親族の氏名、生年月日、個人番号（マイナンバー）等を記入してください。

7 所得から差し引かれる金額 (人的控除)

控除別に控除額を記入してください。
「合計（タ）」に所得から差し引かれる金額の合計（⑬+⑭+⑮+⑯+⑰+⑱+⑲+⑳+㉑+㉒+㉓+㉔）を記入してください。

控除の種類	控除の要件など (令和6年12月31日現在の状況で判定)	控除額
17 妻・ひとり親控除	妻・ひとり親控除 次条の条件全てを満たす方 ・ 妻が同居していること ・ 妻が専業主婦であること ・ 妻が65歳未満であること ・ 妻が10年以上同居していること ・ 妻が10年以上同居していること ・ 妻が10年以上同居していること	26万円
18 ひとり親控除	ひとり親控除 次の条件全てを満たす方 ・ ひとり親であること（事実上婚姻関係にあると認められる方がいる場合は適用不可） ・ 同一生計の子を有する（子の総所得金額等が48万円以下であること） ・ 前年の合計所得金額が500万円以下であること	30万円
19 勤労学生控除	勤労学生控除 次の条件全てを満たす方 ・ 勤労しながら大学、高等学校等に入学している ・ 前年の合計所得金額が75万円以下 ・ 自己の勤労による収入が10万円以下 ※ 申告書に学生証又は学校の証明書を持参してください。	26万円
20 障害者控除	障害者控除 ① 身体障害者（知的障害者）（精神障害者）（障害者）（身体障害者） ② 精神又は身体に障害のある65歳以上の方、普通障害者に準ずるものとして市町村長などの認定を受けた方 ※ 申告書に証明する手帳などを持参してください。 ③ 障害者控除に該当する方のうち、「身体障害者手帳1・2級」、「療育手帳」、「精神障害者保健福祉手帳1級」、「聴覚障害者手帳（特別項）」の交付を受けた方 ④ 原子爆弾被害者で厚生労働大臣の認定を受けた方 ⑤ 6ヶ月以上継続して医師が介護を要する方 ⑥ 身体に障害のある65歳以上の方、特別障害者に準ずるものとして市町村長などの認定を受けた方 ⑦ 同居特別障害者控除に該当する配偶者、扶養親族が同居している場合は同居特別障害者控除になります。	26万円 30万円 53万円
21 配偶者控除・同一生計配偶者控除	配偶者控除 生計を一にする配偶者（内縁関係の者、事実婚（事実婚を除く））の合計所得金額が48万円以下である場合に右表の控除が受けられます。 また、右表で※にあたる場合は、「同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く）」にチェックをお願いします。なお、この場合に配偶者が障害者であれば、同一生計配偶者（配偶者の前年の合計所得金額が48万円以下）にかかわらず配偶者控除の対象となります。 ※ 配偶者控除額は、配偶者の前年の合計所得金額（給与収入の場合）に応じて異なります。 配偶者特別控除 納税義務者の合計所得金額（給与収入の場合） ～900万円～950万円 1,000万円超 ～1,095万円～1,145万円 1,195万円超 配偶者控除額 33万円 22万円 11万円 配偶者特別控除額 38万円 26万円 13万円	適用なし
22 扶養控除	扶養控除 あなたの前年の合計所得金額が1,000万円以下、あなたと生計を一にする配偶者（配偶者を除く）の前年の合計所得金額が48万円を超えないこと、かつ、あなたの前年の合計所得金額が1,000万円以下である場合にこの控除が受けられます。 ※ 申告書に扶養親族の氏名、生年月日、個人番号（マイナンバー）等を記入してください。 ※ 扶養親族が日本国外に居住する場合は「親族関係書類」及び「送金関係書類（各人に行ったことを明らかにするもの）」の添付又は提示が必要です。	適用なし
23 基礎控除	基礎控除 生計を一にする配偶者以外の16歳以上の親族（事業専従者を除く）で、前年の合計所得金額が48万円以下である場合にこの控除が受けられます。	適用なし

8 16歳未満の扶養親族に関する事項

扶養親族の氏名、生年月日、個人番号（マイナンバー）等を記入してください。
扶養親族が日本国外に居住する場合は「親族関係書類」及び「送金関係書類（各人に行ったことを明らかにするもの）」の添付又は提示が必要です。

16歳未満の扶養親族	16歳未満 (平成21年12月2日以後生まれ)	控除額
生計を一にする16歳未満の扶養親族がいる場合	基礎控除額	0円
※ 注意	扶養親族の対象にはなりません。扶養親族控除、妻・ひとり親控除等における要件の扶養親族にあたりません。この記入がない場合は、該当の控除が受けられなくなる可能性がありますのでお忘れなく記入をお願いします。また、年少扶養の人数は非課税標準額の算定にも影響が及びます。	

市民税・府民税申告書の記入例

※ 「9. 市民税・府民税の計算例」の場合

令和7年度分 市民税・府民税申告書

高槻市 桃園町2番1号

高槻太郎

収入金額 2,865,447

所得金額 1,765,447

控除額 1,100,000

合計所得金額 665,447

非課税所得 0

非課税所得がある人は、申告書うら面の「12」を参照してください。

給与の記入例

給与所得の源泉徴収票

給与 3,002,578

収入金額 3,002,578

所得金額 2,020,000

源泉徴収額 982,578

12. 申告書の書き方 (うら面)

9 所得の内訳に関する事項

「6 給与所得の内訳」欄に給与と給与所得のある方で、源泉徴収票がない方は、この欄に記入してください。
「給与と給与所得の内訳」欄に源泉徴収票をお持ちでない方の申告方法（記入例）を参照してください。
「7 事業・不動産所得に関する事項」～「9 雑所得（公的年金等以外）に関する事項」の欄に該当する所得の種類に応じて、該当する箇所に収入と必要経費等の内訳を記入してください。

10 事業専従者に関する事項

「12 事業専従者に関する事項」欄に事業専従者を一人にする配偶者や15歳以上の親族が、営業等に一年を通して6か月を超える期間従事した場合は、その方の氏名、生年月日、個人番号（マイナンバー）等を記入してください。1人につき次の①又は②のいずれか少ない金額が必要経費（専従者給与（控除額））になります。
① 50万円（配偶者の場合は86万円）
② 営業、不動産所得等の金額を事業専従者の数に1を加えた数で除して得た金額

11 別居の扶養親族等に関する事項

「13 別居の扶養親族等に関する事項」欄に別居の扶養親族のうち、別居している方の氏名と住所を記入してください。

12 前年に所得がなかった方、非課税所得がある方に関する事項

「15 前年中に所得がなかった方」欄に前年中に所得がなかった場合は、生活状況等の該当箇所に必要事項を記入してください。
「16 非課税所得の内訳」欄に非課税所得を受給していた場合、非課税所得金額を記入してください。

13 所得金額調整控除に関する事項

「17 所得金額調整控除に関する事項」欄に所得金額調整控除に関する事項を記入してください。下記の①と②の両方に該当する方であれば、その者の氏名等を記入してください。
① 本人の給与収入が850万円を超える。
② 以下のいずれかに該当する。
・ 給与所得者本人が特別障害者
・ 同一生計配偶者が特別障害者
・ 扶養親族が特別障害者
・ 扶養親族が23歳未満
※ ここでいう同一生計配偶者または扶養親族については、自分以外の親族等が控除対象にしている場合も含めます。

4 所得から差し引かれる金額に関する事項

「控除別に支払額、補填金等を記入してください。」

5 所得から差し引かれる金額

「控除の支払額等から控除額を計算し記入してください。」

控除の種類	内容	控除額
13 社会保険控除	前年中にあなたやあなたと生計を一にする配偶者、その他の親族などが負担することになっている国民健康保険料（組）、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料、その他の社会保険料などをあなたが支払った場合に受けられる控除です。 ※ 注意 配偶者その他の親族の公的年金等が直接差し引かれた社会保険料は、あなたの社会保険料控除の対象にはなりません。	支払金額全額
16 小規模企業共済等掛金控除	前年中にあなたが支払った確定拠出年金（企業型、個人型）、小規模企業共済等掛金、地方公共団体が行う障害者支援共済掛金がある場合に受けられる控除です。 ※ 証明書（原本）などが必要です。	支払金額全額
15 生命保険控除	前年中にあなたやあなたと生計を一にする配偶者、その他の親族などから生命保険料（配当金のある場合は差し引いた額）や、個人年金保険料、介護医療保険料などをあなたが支払った場合に受けられる控除です。下表の手順に従って計算をしていただくことで生命保険料控除額が算出できるようになっていますのでご利用ください。 ※ 生命保険料控除証明書（原本）が必要です。 1. 生命保険料の保険の種類別に支払金額を記入してください。 ※ 申告書「10. 生命保険料控除」にも同様に記入してください。	支払金額全額
14 地震保険控除	前年中にあなたやあなたと生計を一にする配偶者、その他の親族などが地震保険料や旧長期損害保険料（保険期間10年以上）の保険料を支払った場合に受けられる控除です。それぞれの支払金額に対して控除額を計算していただき、合計した額が地震保険料控除額となります。下表の手順に従って計算をしていただくことで地震保険料控除額が算出できるようになっていますのでご利用ください。 ※ 地震保険料控除証明書（原本）が必要です。 1. 地震保険料の保険の種類別に支払金額を記入してください。	支払金額全額

6 給与収入があり、源泉徴収票をお持ちでない方の申告方法 (記入例)

給与収入の申告は、原則として源泉徴収票に記載された金額を申告していただくことになりますが、やむを得ない理由により源泉徴収票の再発行ができない場合は、給与明細等金額をご確認の上、申告書うら面の「6 給与所得の内訳」に記入してください。

- 月ごとの給与と給与明細等で調べてください。
- 申告書うら面左「6 給与所得の内訳」に調べていただいた金額を左図のように記入し、所在地を記入してください。
- 合計金額の下に勤務先を地、名称、電話番号を記入してください。
- 申告書おて面「6. 給与（カ）」に給与収入の合計金額を記入し、「給与（カ）」には3ページ「給与所得の速算表」にて給与収入から給与所得を算出して記入してください。

日	月	収入金額	必要経費	所得金額
1	1	81,500		
2	1	81,500		
3	1	81,500		
4	1	81,500		
5	1	81,500		
6	1	81,500		
7	1	81,500		
8	1	81,500		
9	1	81,500		
10	1	81,500		
11	1	81,500		
12	1	81,500		
合計		793,800		

6 給与所得の内訳 (給与と給与所得の内訳) 7 事業・不動産所得に関する事項

日	月	収入金額	必要経費	所得金額
1	1	81,500		
2	1	81,500		
3	1	81,500		
4	1	81,500		
5	1	81,500		
6	1	81,500		
7	1	81,500		
8	1	81,500		
9	1	81,500		
10	1	81,500		
11	1	81,500		
12	1	81,500		
合計		793,800		

10 配偶者控除又は特別障害者控除に関する事項

氏名	生年月日	住所	扶養親族	特別障害者	特別障害者控除額

15 前年中に所得がなかった方は、下の欄に記入してください。

氏名	生年月日	住所	所得の種類	所得の金額